

本検討会の趣旨・目的 <中間報告書P.1～>

- 持続的な経済成長や現在の経済環境(デジタル経済の進展、ビジネスのプラットフォーム化・エコシステム化に伴う市場の独占・寡占化やその固定化・拡張)に鑑みると、イノベーションを促進し得る競争環境の確保は競争政策における重要かつ現代的課題。
- イノベーションは不確実性が高く、多様な要因が複合的に作用。各種の企業行動がイノベーションへ与える影響の態様も複雑かつ動的。
⇒ 競争政策の文脈において、イノベーションの実態に係るより深い理解や知見を得るため、有識者検討会を開催し、**企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について経済学的知見等に基づき理論的・体系的な整理を検討。**

第1 本検討会の検討アプローチと前提的整理等<中間報告書P.3～>

① 検討アプローチ

- 法律面・実務面の問題についてはひとまず措き、経済学(産業組織論)等における相応に頑健性のある理論的・実証的知見に依拠しつつ、理論上想定される内容を客観的に取りまとめる。

② 主な前提的整理

- 「イノベーションへの影響」を、各種の企業行動によって生じる研究開発インセンティブの変動の状況と捉え、当該変動を観測・予測する経済学上の理論的筋道を「影響メカニズム」と位置付ける。
- 研究開発を巡る各企業間の競争状況は、当該研究開発インセンティブの変動に応じて変化する。

③ 留意点

- 本整理は主要な影響メカニズム等を中心に取りまとめたものであり、全てを網羅したものではない。
- 実際にメカニズムが発現するか、発現の形や程度は事案の具体的態様に依拠して個別に判断される。
- あくまでも経済学等に基づく理論的な整理であり、本検討成果自体が今後の法的制度や公取委の運用方針の在り方について予断するものではない。

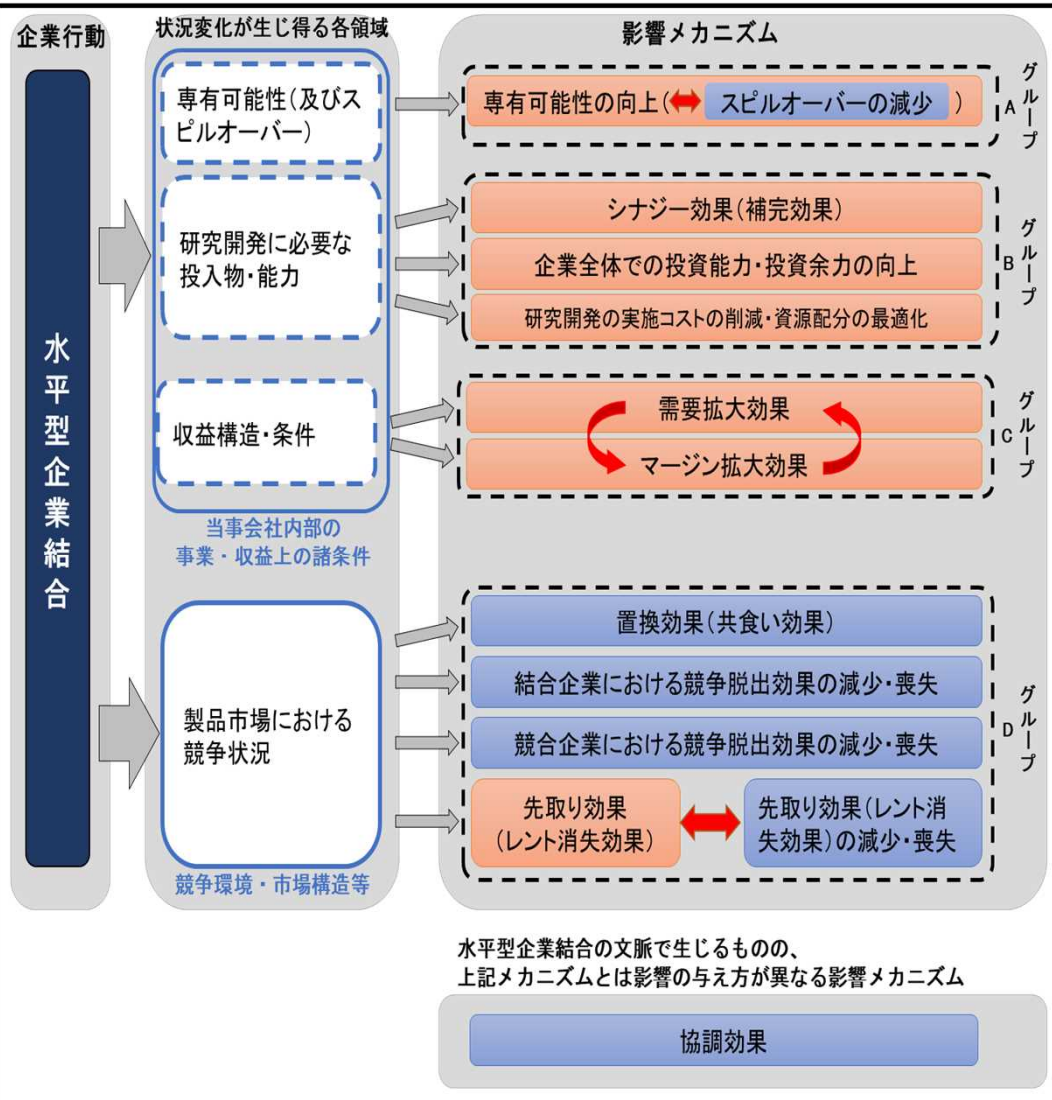
第2 個別行為類型におけるイノベーションへの影響メカニズム等の検討<中間報告書P.6～>

- 相対的に経済学的知見の蓄積が多く、他の行為類型への援用や類型横断的な理解にも資すると考えられる個別の行為類型として、企業結合(水平型・垂直型・混合型)及び共同研究開発を取り上げて検討し、併せて、類型横断的又は原則的な理解への示唆を得る。
- 各企業行動は、以下のように研究開発インセンティブを変動させると考えられる。
 - ・ 研究開発インセンティブは、研究開発を行った場合の期待利益と研究開発を行わなかった場合の期待利益との差によって生じ、前者が後者を上回るほど研究開発インセンティブは増加、下回るほど減少。
 - ・ 各企業行動は行為者(例:企業結合の当事者や共同研究開発の参加企業)と非行為者(例:企業結合の競合企業や共同研究開発の非参加企業)における期待利益の差に影響を与えることで、各企業の研究開発インセンティブを変化させ得る。
⇒ 期待利益の程度は「研究開発に係る領域」(行為者内部の事業・収益上の諸条件や競争環境・市場構造等)に左右されるところ、各企業行動はこれらの領域に対して一義的な状況変化を生じさせる。

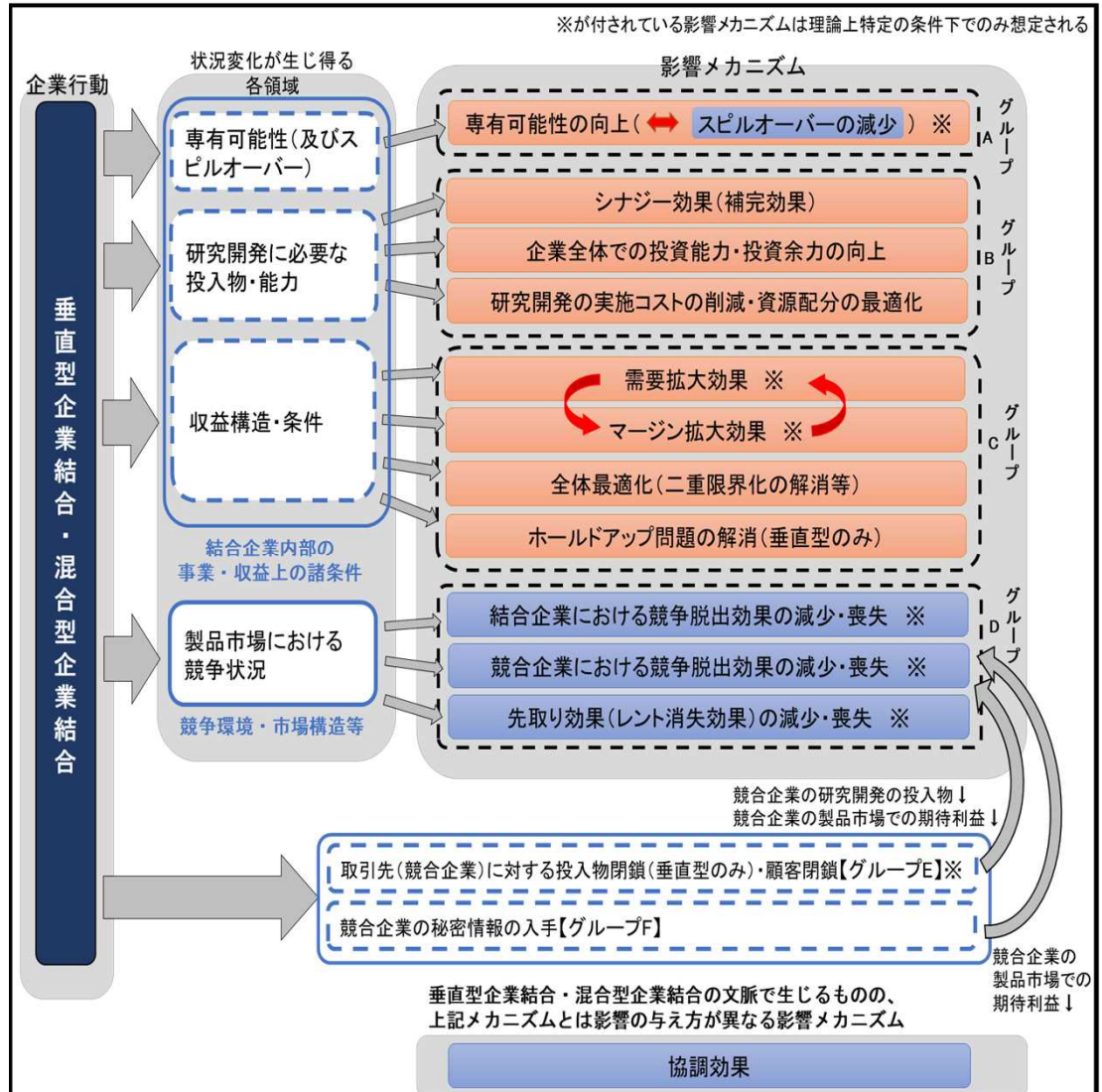
第2 個別行為類型におけるイノベーションへの影響メカニズム等の検討（続き：個別の行為類型ごとの整理）＜中間報告書P.7～＞

- ① 前ページの考え方を踏まえ、「研究開発に係る領域」に着目して、それら領域ごとに影響メカニズムを分類・整理。
個別の行為類型ごとの整理は **▶▶ 下図参照**。
- ② その上で、特定の状況・条件（例：技術特性、技術機会の程度、市場の安定性・流動性・成長性、市場集中度、製品差別化の程度、製品・技術の補完性の強さ等）の下での各影響メカニズム間の相互関係や全体的な影響の出方について一般的傾向を抽出。
- ③ さらに、各影響メカニズムにおける具体的影響の出方を左右する要素（状況・条件）についても幅広く整理。
（要素例：イノベーターとしての重要度、市場集中度、製品差別化の程度、技術機会の程度、技術内容の近接度等）

■ 水平型企業結合＜中間報告書P. 7～＞

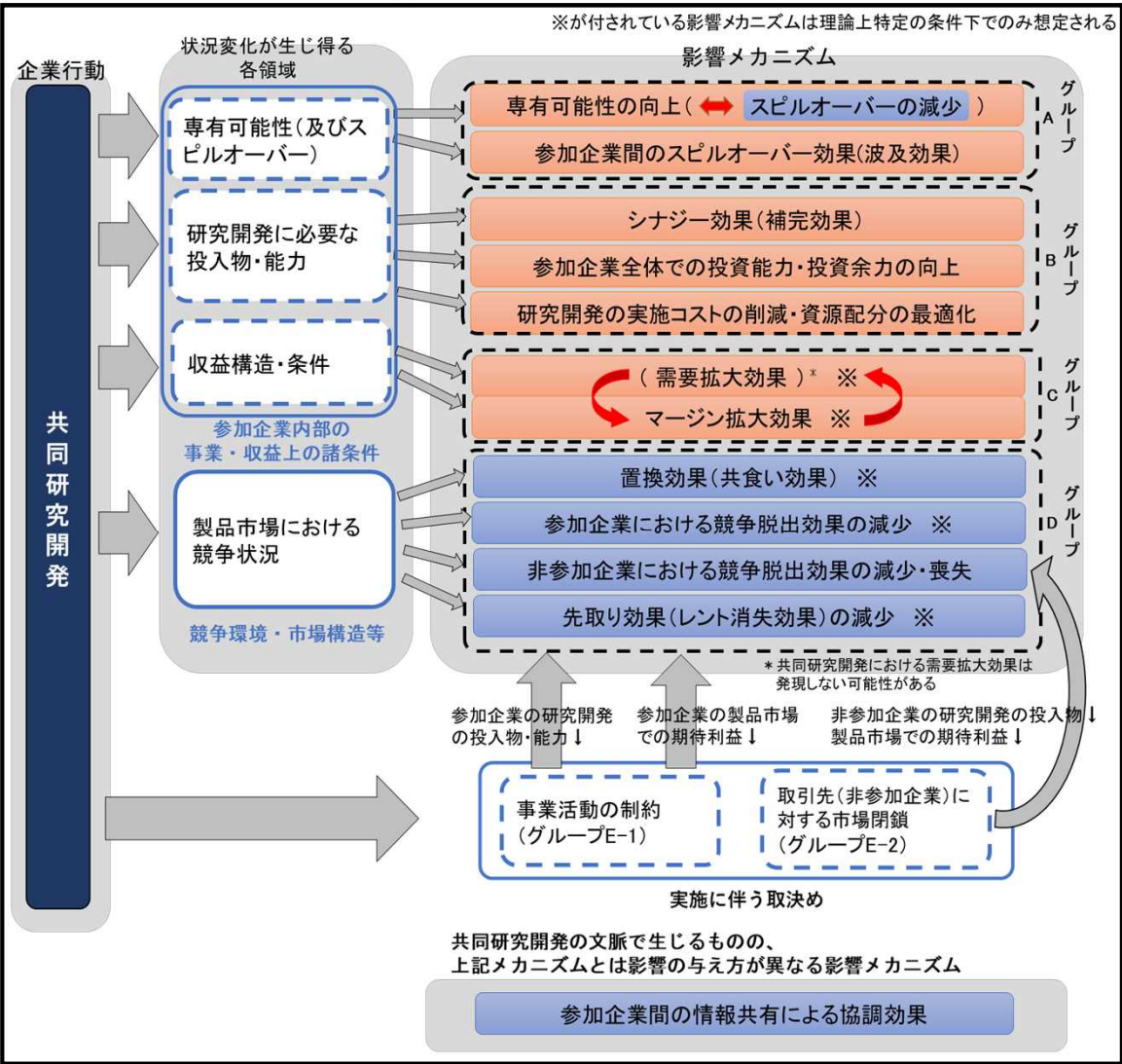


■ 垂直型企業結合・混合型企業結合＜中間報告書P. 26～＞



※各図中のオレンジ囲みは正の影響、青囲みは負の影響。

■共同研究開発<中間報告書P.42~>



第3 イノベーションへの影響評価における基本的考え方<中間報告書P.73~>

企業結合や共同研究開発に関して得られた影響メカニズム等の整理・理解には、イノベーションへの影響を観察・評価する上で企業行動全般に通底する知見や着眼点も含まれている。

以下の考え方は、市場閉鎖効果や取引の相手方への制約・拘束をもたらす単独行為を含め各種の企業行動等がイノベーションに与える影響を取り扱う際に基本的・共通的な視座として活用できる。

○ 研究開発競争への着目

⇒ 企業行動等がイノベーションに与える影響を適切に評価するためには、製品市場だけでなく、「研究開発競争」に直接的に着目することが必要。

○ 研究開発競争における競争関係の捉え方

⇒ 製品市場と異なり、研究開発に係る「競争」とはどのような関係において何を対象に行われるものかは必ずしも明確でない。競争政策の文脈では、企業は収益獲得活動の一環として研究開発活動を行うことを踏まえれば、将来生まれるであろう製品における技術の利用価値・機能における競争を研究開発競争における競争関係と理解することが妥当。

○ 研究開発競争における質的側面の考慮の重要性

⇒ イノベーションへの影響を適切に評価する上では、量的変数(競争単位の数等)だけでなく、研究開発競争を構成する各種要因の質的な側面(競争単位の研究開発能力の程度等)も考慮対象とすることがより重要。

○ イノベーションへの影響を評価する際に着目すべき領域・視点

※詳細は次ページ参照。

○ 研究開発成果等が不確定な段階での研究開発

⇒ 成果等がある程度明らかになるまでは、効率性と多様性のどちらの選択肢も採り得るよう研究開発の重複を維持し、イノベーションの機会を保証しておくことが望ましい。

※ 影響メカニズムに関する補足的説明(主要なもの)

専有可能性	研究開発成果から価値(収益)を獲得することができる状態・程度。成果である知識・情報のスピルオーバーによって他者の研究開発が促進される(正の外部性)一方、他者によるフリーライドが発生する場合は研究開発実施者の専有性(期待利益)が過小となり、過小投資となる可能性がある。
需要拡大効果 マージン拡大効果	製品単位当たり利潤(マージン)が大きくなれば需要を拡大した場合の期待利益が増加し、また、生産量が増加すれば単位当たり利潤を拡大した場合の期待利益が増加するため、イノベーションによる需要拡大やマージン拡大の意欲が高まる可能性がある。
置換効果(共食い効果)	既に一定の超過利潤が存在していることで、導入される新製品が自社の既存製品の売上げを置き換える(共食いする)際の実質的な利潤の増加分が限定的となる場合や、企業間の顧客奪取関係が内部化されて共食い関係が生じる場合に、それら事情のためイノベーションへの姿勢を減退させる可能性がある。
競争脱出効果	製品市場での競争が激しい場合は相対的に企業の利潤が少ないため、イノベーションによって競争から脱出して大きな利潤を得られる地位を獲得できる見込みがあるのであれば、積極的にイノベーションを起こそうとする可能性がある。
先取り効果(レント消失効果)	独占企業(又はそれに近い企業)は新規参入防止や既存利益保護のために積極的にイノベーションを起こそうとする可能性がある。

第3 イノベーションへの影響評価における基本的考え方（続き）＜中間報告書P.76～＞

○ イノベーションへの影響を評価する際に着目すべき領域・視点

⇒ 企業行動と期待利益・研究開発インセンティブの変動の関係性は経済学的見地からは企業行動全般に通底するものであり、企業結合及び共同研究開発に関して整理された4つの領域に係る考え方は、企業行動全般においても共通して妥当。

① 専有可能性

専有可能性の確保を通じた行為主体の研究開発インセンティブとスピルオーバーを通じた競合企業の研究開発インセンティブの適切なバランスを取ることが重要。

② 研究開発に必要な投入物・能力

行為主体において研究開発に必要な投入物・能力が強化・向上する可能性。他方、企業行動によって競合企業においては研究開発上の投入物が制限され、研究開発実施コストの上昇等につながり得る面にも着目する必要。

③ 収益構造・条件

企業行動により収益構造・条件が変動すれば、研究開発投資単位当たりの期待利益が増加し、行為主体の研究開発インセンティブが高まる可能性があるが、収益構造・条件の変動を当然に生じさせる企業行動の類型は限定的。

④ 製品市場における競争状況

・ 行為主体内部の領域(①～③)において研究開発インセンティブに正の影響が生じたとしても、当該企業の最終的な研究開発インセンティブは、なお製品市場の競争状況を踏まえた戦略的な意思決定に多分に影響を受ける。

・ 企業行動により製品市場の競争状況において生じ得る具体的事象の形態に着目したより実践的な視座を整理。

➢ 競争対抗上の格差の拡大

企業行動により行為主体の製品市場での優位性や研究開発能力が高まり、競合企業との格差が拡大する場合、競合企業及び行為主体の研究開発インセンティブが低下する可能性。行為主体が製品・技術上の強い補完性を獲得できる場合等にはこの傾向はより強まりやすい。

➢ 競合企業の事業活動の拘束・制限

企業行動によっては競合企業の事業活動に対し直接的・間接的に拘束・制限をもたらす結果、競合企業及び行為主体の研究開発インセンティブが低下する可能性。拘束・制限の対象は、研究開発に必要な投入物、顧客へのアクセスのほか、事業活動の様々な局面が広く想定し得る。

➢ 競合企業の排除

事業活動の拘束・制限にとどまらず、競合企業が製品市場から排除(又は支配)される場合には、競合企業及び行為主体の研究開発インセンティブ低下はより顕著となる可能性。

今後について＜中間報告書P.84～＞

本整理は、企業行動とイノベーションとの関係について体系的可視化を図ったことに意義があるとともに、個別具体的事案を分析・評価する際の基本的視座を提供し得るもの。他方、現行法体系・制度や運用解釈など法律面・実務面との関係で、例えば以下のような論点について、法的取扱いを含めた基本的な捉え方・着眼点等の更なる検討が必要。

- ・ 各影響メカニズム間の正負双方の影響の比較衡量や評価の具体的な方法
- ・ 長期的効率性と短期的効率性(現在の製品市場での競争)との関係やイノベーションへの影響と消費者利益の確保との関係の整理・評価
- ・ 研究開発競争の取扱いについて法的位置付けの整理
- ・ 不確実な事象についての将来予測を必要とするイノベーションへの影響評価に係る独占禁止法の運用における方策

そのため、本中間報告書を公表した上で、関係各所を含め幅広く意見を募ることとし、その上で、今後しかるべき時期に本検討会を再開し、寄せられた意見も踏まえつつ、必要な検討を更に深めていく。

イノベーションと競争政策に関する検討会

上武 康亮	イェール大学経営大学院マーケティング学科准教授
大山 睦	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	一橋大学イノベーション研究センター教授
座長 岡田 羊祐	成城大学社会イノベーション学部教授
福永 啓太	アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシーディレクター
松島 法明	大阪大学社会経済研究所教授
宮井 雅明	立命館大学法学部教授

(オブザーバー)

池田 毅	池田・染谷法律事務所 代表パートナー弁護士
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

(検討会事務局アドバイザー)

五十川 大也	大阪公立大学大学院経済学研究科准教授
門脇 諒	一橋大学社会科学高等研究院特任講師

(五十音順、敬称略、役職は令和5年6月30日現在)